

年金 だより

障害基礎年金について

申・問 長崎北年金事務所 ☎095-861-1354
長崎南年金事務所 ☎095-825-8701
健康保険課年金係 ☎095-801-5821

国民年金加入中に、病気やケガ、心の病などのために重い障害が残り、**国民年金法により定められた障害等級表1級・2級の状態**にある時に支給される年金です。

<障害基礎年金額（令和8年度）>

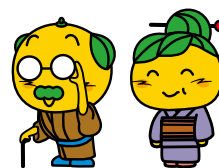
対象者	1級	2級	子の加算額		
昭和31年4月2日以後生まれの方	1,059,125円	847,300円	2人まで	1人につき	243,800円
昭和31年4月1日以前生まれの方	1,056,125円	844,900円	3人目以降	1人につき	81,300円

※子の加算額は、障害基礎年金受給者に生計を維持されている子（18歳になった後の最初の3月31日までの子、または20歳未満で障害等級1級または2級の状態にある子）がいるときに加算されます。

<障害基礎年金を受けるための要件>

次の①～③のすべての要件を満たした場合に支給されます。

- ①初診日（障害の原因となった病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）において、国民年金の被保険者であること。または60歳以上65歳未満の方（年金制度に加入していない期間で、老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除く）で、日本国内に住所を有していること。
- ②保険料の納付要件を満たしていること。
※20歳前の年金未加入期間に初診日があるときは納付要件不要。
- ③障害認定日において、法令で定められた障害等級表による1級または2級の障害であること。
※障害認定日とは、病気やケガにより初めて医師の診療を受けた日（初診日）から原則として1年6か月を経過した日、または1年6か月前に症状が固定した日。



詳しくはこちら
日本年金機構ホームページ



消費者注意報

役場職員などを名乗る「還付金詐欺の電話」にご注意！

令和8年4月末までの長崎県内におけるニセ電話詐欺の被害は、認知件数203件、被害額約11億6千万円と、件数・被害額ともに前年を大きく上回る状況となっています。特に役場の職員や銀行員などを名乗り「年金や医療費、保険料の払い戻し金がある」と言って、お金の受取手続きのため携帯電話と通帳を持ってATM（現金自動預払機）に行くように誘導し、実際には本人口座の預金から犯人側口座へと振り込ませてお金を騙し取る、いわゆる「還付金詐欺」が多発傾向にあります。

事例

役場の職員を名乗る男から「保険料の払い戻しがあります。手続きは今日までです」と言われ、携帯電話を持ってスーパーのATMコーナーに行った。ATM機の前で指示された番号に電話し、相手から指示されたとおり、ATM機を操作した。後日、通帳を確認したところ、入金されているお金は見当たらず、反対に自己口座から他人の口座に現金を振り込んでしまっていることが分かった。

消費者へのアドバイス

- 1 役場や金融機関などの職員が、ATM機の操作を電話で指示することは絶対にありません。電話で「**お金が返ってくるのでATMに行くように**」と言われたら、それは詐欺です。そのまま電話を切ってください。
- 2 もし、還付金などに心当たりがある場合でも、すぐにATMに向かったり、指示された電話番号に電話をかけたりせず、**役場の担当部署に直接、電話をかけて確認**しましょう。
- 3 「お金が返ってくる」などの還付金詐欺に関する電話があった場合は、すぐに警察や消費生活センター、役場相談窓口などにご相談ください。

★困ったときやご相談は、長与町役場消費生活相談窓口または長崎県消費生活センターへご連絡ください。
長与町消費生活相談窓口 ☎095-883-1111 長崎県消費生活センター ☎095-824-0999